

内共第13号第5種共同漁業権遊漁規則

木崎湖漁業協同組合

# 木崎湖漁業協同組合 内共第13号第5種共同漁業権遊漁規則

## (目的)

第1条 この規則は、この組合の有する、内共第13号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（ふな、おいかわ、うぐい、こい、わかさぎ、うなぎ、木崎ます及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (遊漁の承認及び遊漁料の納入義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合は口頭で、その他の場合には遊漁対象の水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により、当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は直ちに、第7条1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

## (漁具漁法の制限)

第3条 次表のア欄に掲げる魚種を対象とした遊漁は、イ欄の漁具漁法により、ウ欄の統数又は規模の範囲でなければならない。

ア 魚 種	イ 漁具漁法	ウ 統数又は規模
全魚種	手釣り・竿釣り	1人2本以内

## (遊漁期間)

第4条 次表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
木崎ます	4月1日から9月14日まで
いわな	2月16日から9月30日まで
ふな、おいかわ、うぐい、こい、わかさぎ、うなぎ	周年（日の出～日の入り迄）

2 前項の公表は、組合の掲示板に掲示して公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
農具川 大町市平のトチス橋から、木崎湖への流入点から上流250mの地点までの区域。	周年
稲尾沢川 大町市平の境橋から上流200メートル下流2,100メートルに至る区域。	
一津沢川 大町市の区域内の一津沢川。ただし、木崎湖への流入点から上流150mの間は除く。	
トチス川全川	

(全長制限)

第6条 次表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 大 き さ
ふ な	全長10cm以下
おいかわ	全長10cm以下
うぐい	全長10cm以下
こ い	全長18cm以下
う な ぎ	全長30cm以下
木崎ます	全長15cm以下
いわな	全長15cm以下

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条第3項の規定により、納付する遊漁料の額は次のとおりとする。

区 分	承認期間	遊 漁 料
全魚種	1 日	1,000円
	1 年	4,000円

2 前項の規定に拘わらず、次表左欄に掲げる者の遊漁料は右欄に掲げるとおりとする。

区 分	遊 漁 料
小学生以下の者	無料
中学生及び身体障害者	前項に規定する額の2分の1に相当する額

3 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。但し、承認期間1日の遊漁料の納付は、当該遊漁をする場所において漁場監視員にすることができる。

- (1) 大町市平 15694 番地 木崎湖漁業協同組合事務所
- (2) 前号に掲げる場所のほか、組合が指定し公示した場所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号から第2号までに規定する遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する処置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、その者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

(附則)

この規則は、令和6年1月1日から施行する。（行政庁の許可 令和5年12月1日）

※行政庁の指導により文言等変更となる場合がある。

別 記

様式第1号 遊漁承認証 (1日券)

(表)

<b>遊漁承認証</b>	
下記のとおり遊漁を承認します。	
承認期日	年
月	日
魚種及び漁期	
木崎マス (4月1日～9月14日)	
いわな (2月16日～9月30日)	
こい、ふな、わかさぎ、おいかわ、うぐい、うなぎ (通年)	
漁 具	
手釣り、竿2本 (トローリング禁止)	
遊漁区域	
木崎湖全域 (但し禁漁区は除く)	
遊 漁 料 1,000円	
発 行 者	
木崎湖漁業協同組合 印	

(裏)

<b>注 意 事 項</b>	
① 遊漁の際は、本証を携帯しなければならない。	
② 本証は、他人に貸与してはならない。	
③ 監視員の要求があったときは、本証を提示しなくてはならない。	
④ 遊漁については、長野県漁業調整規則及び本組合の遊漁規則を遵守すること。	
⑤ 湖岸側の農用地に、立ち入らないこと。	
⑥ 遊漁による事故については、当組合は一切責任おわない。	
⑦ 夜間の釣りは事故防止のためご遠慮ください。	

様式第2号 遊漁承認証 (1年券)

(表)

遊漁承認証 No. \_\_\_\_\_

下記のとおり遊漁を承認します。

遊 漁 者	(住所)		
	(氏名)	(年齢)	

年度

承認期間 年 月 日まで

魚種及び漁期

木崎マス (4月 1日～9月 14日)

いわな (2月 16日～9月 30日)

こい、ふな、わかさぎ、おいかわ、うぐい、うなぎ (通年)

漁 具

手釣り、竿2本 (トローリング禁止)

遊漁区域

木崎湖全域 (但し禁漁区は除く)

遊 漁 料 4,000円

発行年月日

木崎湖漁業協同組合 印

(裏)

注 意 事 項

- ① 遊漁の際は、本証を携帯しなければならない。
- ② 本証は、他人に貸与してはならない。
- ③ 監視員の要求があったときは、本証を提示しなくてはならない。
- ④ 遊漁については、長野県漁業調整規則及び本組合の遊漁規則を遵守すること。
- ⑤ 湖岸側の農用地に、立ち入らないこと。
- ⑥ 遊漁による事故については、当組合は一切責任おわない。
- ⑦ 夜間の釣りは事故防止のためご遠慮ください。

様式第3号 漁場監視員証

(表)

漁場監視印証 No. \_\_\_\_\_

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。

	(住所)		
	(氏名)	(年齢)	

有効期限

発 行 者

木崎湖漁業協同組合 印

(裏)

注 意 事 項

- ① 漁場監視員証は常に携帯しなければならない。
- ② 本監視員証を他人に貸与してはならない。
- ③ 有効期限が切れた時及び紛失した時は、直ちに組合に届けなければならない。